



1

1 悪質商法の手口

<p>「無料」「先着順」の言葉につられて… SF(虚偽)商法</p> <p>タダほど高いものはない?</p>	<p>「成金に家を買った!」 嘘話に釣られるのはやめよう! 虚偽商法</p> <p>突然の訪問業者に気を付けて</p>	<p>「必ず儲かる!」「元本保証!」 甘い言葉にだまされて… 利殖商法</p> <p>おいしい儲け話 疑いましょう</p>
<p>クリックしただけで「報酬」? 高額料金の請求が… ワンクリック詐欺</p> <p>インターネットは危険がいっぱい</p>	<p>「おはねに売りたい!」 「10万円引き取り取って下さい!」 知らない人からのメールは大変! 出会い系サイト</p> <p>知らない人からのメールは気を付けて</p>	<p>「おめられて…承諾したも めで高利は請求を受けるはめに…」 相手の話をうのみにしない 電話勧誘トラブル</p>

2

◎点検商法～水洗トイレ・ガス器具(給湯器など)

水洗トイレやガス器具などを無料または低価格で点検すると言って各家庭を訪問し、「この器具は、だいぶ古いですね、このままでは水漏れやガス漏れが発生しますよ」などと不安をあおって工事の内容の割りに高額な支払いや必要のない工事の契約を結ばせる手口です！



◎アドバイス

- ①「大手ガス会社からの委託・・・」を信じない
 - ②安易に点検させない…断る勇気をもつ
 - ③その場ですぐに契約しない
 - ④購入する時は、複数社から見積もりをとる
 - ⑤クーリング・オフができる場合があります
- ※消費生活センター(188)に相談

2

3

◎かたり・実験商法～浄水器・消火器

「水道局の方から来ました、消防署の方から来ました」「市から委託されて」「管理会社から委託されて」などと役所の職員や委託を受けたかのように装い、高額な浄水器やなどを売りつけるかたり商法・水質の調査、検査と言って、水道水に薬品を入れたり、色が変わったのを見せて「こんな水を飲んでいたら病気になりますよ」不安に陥れ高額な浄水器などを売りつける実験商法・・・

まるで水道局員を思わせる服装の販売員が来訪。水道局員と思い対応した。



3

4

◎ **便乗商法～あやかり商法**

大規模な事件や事故などが起こったことに乗じて利益を得ようとする手口です…

- ・元号が令和になった
- ・新型コロナウイルスの発生
- ・能登半島地震の発生



◎ **送りつけ商法～書籍・防災用具**



商品を一方的に送りつけ、商品を受け取った消費者に支払わなければならないと勘違いさせて、代金を振り込ませる手口です…
代引きで支払ってしまうと取り返しがつかないこともあるので注意しましょう！

◎ **高額な修理費を請求される手口！**

- ・トイレが詰まって水があふれた！
 - ・風呂場の水道管から水がもれている！
- ので、インターネットの広告を見て修理業者を呼んだところ…



- ▷部品が古いので新しい部品と交換しないと…
- ▷壊れていないのに意図的に破壊して交換してしまう…
- ▷ホームセンターで買った物を使って高額な請求をする…
- ▷作業したように見せかけて修理費を請求する…

◎ **対策法**

- ①市や町の指定を受けた水道業者(修理業者)から選ぶ
- ②安易に契約せず、2, 3か所で見積もりをとってから業者を選ぶ
- ③管理センターへ相談する

◎ 定期購入商法に注意して！

「初回特別価格」や「お試し」「返金保証」を強調する商法にご注意！

①「初回」「モニター」「お試し」という言葉に注意してください…



定期購入のトラブルが起きています！

「健康食品や化粧品などを低価格だったので試しに1回だけ購入するつもりだったのに…翌月も送られてきた…」



②だまされないためには…

商品を購入する前に「解約」「返品」の確認をしましょう！

- ▶定期購入が割引価格で購入するための条件となっていないか？
- ▶解約・返品ができるかどうか？
- ▶解約できる期間、解約の際の連絡手段が記入されているか？
- ▶通信販売には、クーリングオフ制度がありません！注意してください！

6

7

◎ 不用品買取の訪問購入トラブルに注意して！

①不用品やお皿や布団の買い取りのはずが…？

自宅に「不用品を買い取ります」という電話がかかってきます
「お皿1枚でもいいから売ってください」というので、仕方なく訪問を承諾した…

②不用品をお皿を2～3枚準備して、これを渡して帰ってもらうつもりだったのに…

③「売らなくていいから、貴金属を鑑定してあげます…」と言われ、売るつもりのない貴金属を二束三文で買い取られた…

◎トラブルから身を守る方法

- ①購入業者から電話がかかってきても、安易に訪問を承諾しない
- ②事前に購入業者の名称・連絡先、買い取る品物を確認しましょう
- ③買取を承諾していない貴金属の売却を迫られても断りましょう
- ④トラブルになったら警察等に相談しましょう



7

8

◎ しつこい電話勧誘は特定商取引法違反です！

①「健康食品の勧誘電話が」毎日のようにかかってくる…
「身体に良い健康食品があります」という電話が毎日かかってくる

②あまりにもしつこいので、購入を承諾してしまった…
届いたサプリを飲んでも効果を感じない…
年金生活だし、解約したい…



◎トラブルから身を守る方法

- ①はっきりと断っているのに、業者が再度勧誘の電話をすることは、特定商取引法で禁止されています！しつこい業者には、法律違反であることを伝えキツパリと断りましょう！
- ②断るときは、事業者名、連絡先などを確認した上で「いいません」「取引するつもりはありません」とハッキリと意思表示しましょう！
- ③断り切れず購入してもクーリングオフができる場合もあります…
消費者ホットライン(188)に相談しましょう！

8

9

◎「タスク」詐欺に注意してください！

①生活費の足しに簡単な作業で報酬を得たい…！
育児や家事などで外に出てアルバイトができない…家において簡単な作業をして報酬を得たい、副業で収入を得たいと思い…
「副業在宅ワーク」を検索し、



- ・YouTubeやInstagramでフォローや「いいね」をし、その結果をスクリーンショットで送付するとすぐに2000円入金された…
- ・もっとお金がもらえる割の良い「福利厚生タスク」を勧められる
- ・元金5万円はかかるが、65000円が入金され、欲がでた…
- ・段々と元金の額が大きくなり、タスクが出来ていないから、出金できない。「違約金を払えば出金できる」と促され、損はしたくないので違約金を払ったがお金は戻ってこなかった…

②トラブルから身を守る方法


- ・割のよい儲けがあるアルバイトには気をつけて！



9


10

2 悪質商法の被害にあわないために



お断りします

- ①相手(セールスマンなど)の名前や会社名、訪問の目的を必ず確認すること。
安易に家の中に入れないことが大事です
- ②必要が無い時やいらぬ時はキッパリと「いりません」と断ること
- ③迷ったときは、その場で契約せずに家族などに相談すること
- ④口約束でも契約は成立するのであいまいな返事はしないこと
- ⑤契約を急かせる事業者には注意すること
- ⑥事業者の説明と契約書に書かれている内容が食い違っていないか、よく契約書を確認すること。内容を確認せず、書類等に署名押印しない
- ⑦訪問販売などの場合、契約しても必要がなければクーリングオフ制度を活用すること(クーリング・オフとは、いったん契約の申し込みや契約をした場合でも、契約を再考できるように一定の期間であれば無条件で契約の解除などができる制度のことです)
- ⑧おかしいな~と思ったら、直ぐに最寄の警察署や消費者センターに相談してください




クーリング・オフ
頭を冷やす


10

11

3 スマホやパソコンのトラブル!



怪しいメール

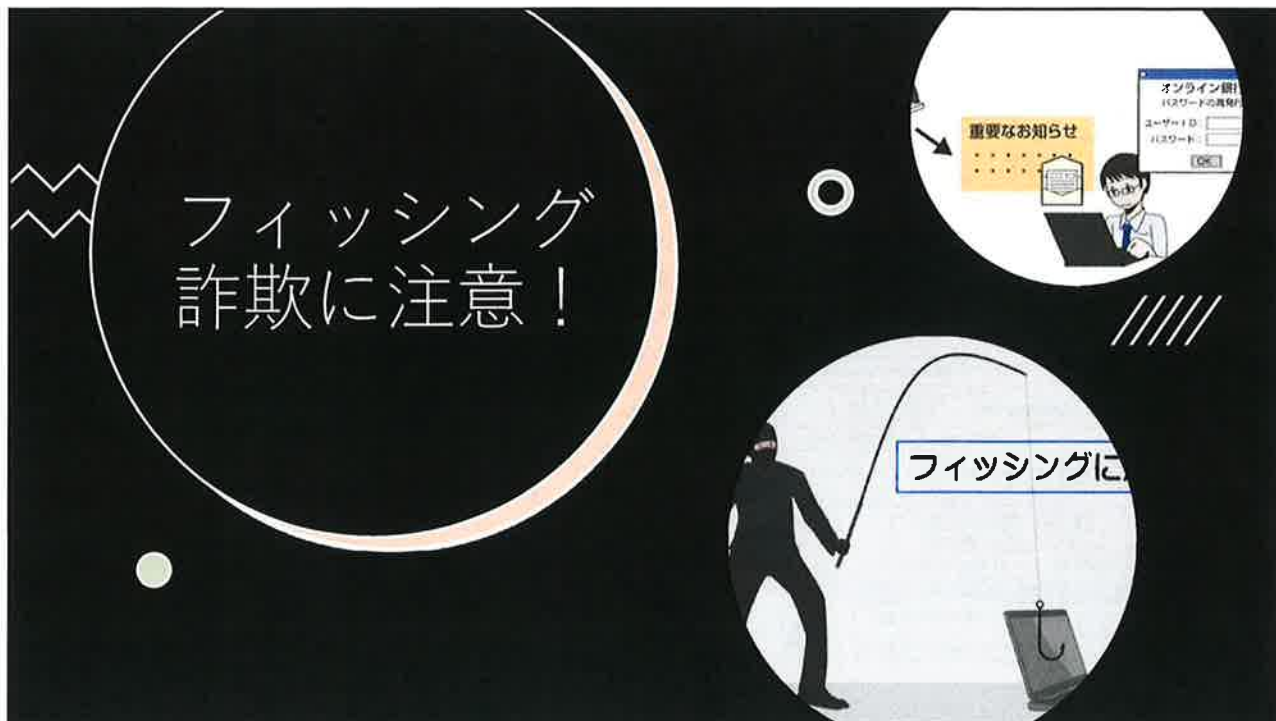


暗証番号...
パスワード...

- メール削除
- URLは絶対開かない
- 公式サイト等で念裏の確認
- 目ごしらえ正規サイト、正規IPアドレス利用

11

12



13

◎こんな方法であなたをだまします！

実在する通販サイト、カード会社、宅配業者などをかたる偽SMS・メールに注意してください！実は危険なフィッシング詐欺かもしれません！

事例1

大手通販サイトからクレジットカード番号を登録し直すように促すメールがきたので、記載されていたURLをクリックし名前やカード番号を入力したら、後日、不正にカードが利用された

事例2

大手カード会社から「カードの不正使用があったので確認して欲しい」とのメールが届き、URLをクリックしカード番号などを入力した、後日、不正利用された

◎だまされないためには！

「焦らない」「クリックしない」「入力しない」

13

14

①こんなメールやSMSがきたら注意して！

差出人: 国税庁 <giftcard6@nta.go.jp>
宛先: 静岡太郎 <taro@example.co.jp>
件名: 至税務署からの【未払い税金のお知らせ】

e-Taxをご利用いただきありがとうございます。未払いを強調

あなたの所得額（または延滞金（法律により計算した滞り）について、これまで自動的に納付されたよう確保してきましたが、まだ納付されておられません。もし最終期限までに納付がないときは、税法の定めるところにより、不動産、自動車などの登記簿記録や納税、差押金などの滞り結分に基づいて差し控えます。

納税確認番号: **** *6419 * 所々に常用漢字以外の漢字が使用される

滞納金合計: 50000円 納税がない金額

納付期限: 2022/9/30 送付日が期限となっている

最終期限: 2022/9/20 (支払期日の延長不可)

お支払いへ⇒ <https://www.nta.go.jp/tax-payment>

※本メールは、「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」にメールアドレスを登録いただいた方へ配信しております。なお、本メールアドレスは返信専用のため、返信を受け付けておりません。ご了承ください。

国税庁のアドレスを誤っているが、クリックするとフィッシングサイトに誘導される

発行元: 国税庁
Copyright (C) NATIONAL TAX AGENCY ALL Right Reserved.

フィッシングメールには、不自然なポイントがいくつもあります。慣てずにご確認ください。

◎クレジット会社

- ・カードの不正な取引があった
- ・本人の利用かどうか確認したい
- ・回答がない場合、カードの利用制限になります

◎通販サイト

- ・支払い方法に問題があります
- ・不正利用が確認されました

◎宅配業者

- ・お客様あての荷物を届けたが、不在のため持ち帰りました。下記より確認してください

◎携帯電話会社

- ・利用料金の支払いが滞っています
- ・通信サービスの停止と契約解除通告のおしらせ

14

15

②パスワードやクレジットカード番号、暗証番号などの個人情報を盗もうとしています！



- ◎メールやSMSに添付されているURLをタップし、クレジットカード番号やパスワード、住所、氏名、銀行口座番号・暗証番号などを入力すると身に覚えのない買い物をされたり、勝手にインターネットバンキングに口座をつくり、お金を引きだされるという被害に遭います！注意してください！

◎被害に遭わない方法

- ・焦らず冷静に！メールやSMSに記載されたURLには安易にアクセスしない
- ・個人情報は絶対に入力しない
- ・もし、間違えてIDやパスワード等を入力したら、直ぐに変更しましょう
- ・クレジット会社や銀行などに連絡しましょう
- ・日頃から正規のURLや正規のアプリからアクセスするようにしましょう！

15

16

通販サイト、カード会社、宅配便事業者などをかたる偽SMS・メールに警戒を！
 ・身近な事業者からの不安なメッセージ、じつは危険な「フィッシング」かも・

通販サイト、クレジットカード会社、宅配便事業者などの実在する組織をかたり、パスワードやID、暗証番号、クレジットカード番号などの個人情報を詐取するフィッシングに関する相談が寄せられています。

偽SMS・メールの内容（例）

- 「支払い方法に問題がある」
- 「不正利用が確認された」
- 「カードの不正な取引があった」
- 「支払いが滞っている」

おぼろげなURL！ **トラブルに遭わないために・・・**

- メールやSMSに記載されたURLには **安易にアクセスしない**
- フィッシングサイトにアクセスしてしまっても **個人情報は絶対に入力しない**
- クレジットカード情報などを入力してしまったら **すぐにカード会社などに連絡する**
- 日ごろから **ブックマークした正規のURLや正規のアプリからアクセスする**

不安に思った場合は、消費者ホットライン「188」へ！

消費者生活センター（2022年12月）

16

17

◎インターネット通販にご注意！

インターネット通販で「商品が届かない」「偽物が届いた」というトラブルが発生しています

◎詐欺・模倣品サイトの見分け方

- ・文面の字体や文書表現がおかしい
- ・販売価格が大幅に割引されている
- ・事業者の住所の記載がない
- ・事業者への連絡方法が問い合わせフォームやフリーメールだけで電話番号の記載がない
- ・支払い方法が、クレジット払いやコンビニ払いではなく、銀行振り込みだけ
- ・振り込み先が会社なのに個人口座になっている
- ・サイトURLの表記がブランドの正式な英語表記と少し異なる
- ・限定販売で「あと5個だけです」と焦らせる



17

18

全国共通の電話番号
「消費者ホットライン」**188**

このようなことで、困った時は消費生活相談窓口にご相談ください。

<p>断っても強引な勧誘が続く…</p> <p>押し売り勧誘</p> 	<p>無料と聞いたのに、高額な請求をされた…</p> <p>詐欺電話</p> 	<p>アダルトサイトに登録され、請求画面が表示された…</p> 
--	--	---

危ない、おかしいと思ったことは、ありませんか？

<p>自転車の幼児座席が破損して子供がケガをした。危険な製品だと感じた。</p> 	<p>まつ毛エクステーションの施術を受けてから目が痛い。施術に問題があると思った。</p> 
--	---

*ケガをしたり痛みを感じたりしたら、まずは医療機関で受診してください。

困ったときは一人で悩まずに、「消費者ホットライン」188に御相談ください。

地方公共団体が設置している市民生活相談センターや消費生活センターにもご相談いただけます。

188泣き寝入り!
と覚えてね。

消費者庁

18

19

質疑応答

- 悪質商法やスマートフォンなどのトラブルのこと、疑問に思うこと、ちょっと聞きたいこと。何でも結構です。質問してください。お答えできる範囲でお答えします。
- 遠慮なさらず、ご質問ください。

20

ご清聴ありがとうございました

